

高齢者等実態調査の実施に伴う部会の設置について（案）

1 計画期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、3か年を計画期間とし、計画3年目に見直すローリング計画となっている。

区 分	平成28 年 度	平成29 年 度	平成30 年 度	令和元 年 度	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度
第7期 計 画	調査	策定	→					
第8期 計 画				調査	策定	→		

2 高齢者等実態調査の目的

地域の高齢者の課題および介護サービス事業者の状況等を把握し、令和2年度に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するための基礎資料とする。

3 部会での検討内容

高齢者の課題等を把握するため、国から示される「日常生活圏域高齢者ニーズ調査」のほか必要な設問等を検討する。

また、介護サービス事業者調査の設問等の検討を行う。

4 部会の人選

条例による選出区分より2名ずつ選出し、6名の委員をもって行う。

5 今後の予定

8月～9月	部会にて調査項目等検討
10月上旬	運営委員会で調査項目等確定
11月	印刷、発送準備
12月上旬	調査票発送
1月～2月	調査票回収・入力・集計
3月	結果分析

6 参考

(1) 青梅市介護保険条例（抜粋）

（介護保険運営委員会）

第 1 1 条

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関すること。

(2) 青梅市介護保険規則（抜粋）

（部会の設置）

第 5 2 条の 4 会長は、条例第 1 1 条第 2 項各号に規定する事項を調査審議するため、部会を設置することができる。